

第3編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、地域系防災行政無線など関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、移動系防災行政無線の活用や連絡員(令員)の派遣等により関係機関との情報連絡を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 道路の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路(橋梁を含む。以下、**道路**と略す)について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

- 被害を受けた道路(橋梁を含む。以下、**道路**と略す)は、速やかに復旧し、特に救助活動のために必要な道路及び主要幹線道路は、重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努めるものとする。
- 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに障害物除去、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は警察署等関係諸機関と連絡のうえ、通行止め又は交通規制の標示等必要な措置を講じるものとする。
- 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、高度な判断及び技能を必要とするものを除き、直ちに応急の措置を講じ事後連絡するものとする。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って都と連携して実施する。

2 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

【参考】復旧・復興における都・各機関等の役割分担（東京都国民保護計画抜粋）

機 関 名	主 な 役 割
国 （対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理する施設及び設備の応急復旧 ○ 都又は指定公共機関の応急復旧の支援 ○ 武力攻撃災害からの復旧
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 区市町村又は指定地方公共機関の応急復旧の支援 ○ 都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防相談に関すること。 ○ 火災予防に関すること。
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の応急復旧等に関する措置
指定公共機関・ 指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理する施設及び設備の応急復旧 ○ 応急復旧の支援 ○ ライフライン施設等の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第4編 大規模テロ等（緊急処理事態）への対処

大規模テロ等緊急処理事態への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、発生時の対処等について特に必要な事項を記載する。

緊急処理事態（第1編第5章2「緊急処理事態」（23ページ）参照）

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

想定される事態例

事態例	事例
(1) 攻撃対象施設等による分類	
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
(2) 攻撃手段による分類	
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

共通する特徴

- 非国家組織等による攻撃
- 突発的な事態発生
- 発生当初は事故との判別が困難
- 不特定多数の市民が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場など）で発生する可能性が高い

第1章 発生時の対処

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や区対策本部の設置指定が行われていない段階では、区危機管理連絡会議等や区災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 区対策本部の設置指定が行われている場合

区は、政府による緊急処理事態の認定及び「墨田区緊急処理事態対策本部以下「区対策本部」という。① 設置指示が行われている場合、区対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて区緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

また、国の現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会^(*)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 区対策本部の設置指定が行われていない場合

区は、第2編第1章に定める危機情報収集体制、危機管理連絡会議体制又は危機管理対策本部体制を確立し^(**)、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

区は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に通報する。

区は、政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区として迅速かつ的確に対処するため、区災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを最大限に活用して、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示^(***)、警戒区域^(****)の設定及び区対策本部の設置指定要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。^(*****)

^(*) 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急処理事態対策本部等による緊急処理事態合同対策会議を開催するものとされている。

^(**) 発生当初は事故と区別できないことも考えられるが、そのような場合でも最悪の事態を想定し、危機情報収集体制を立ち上げ、又は危機管理連絡会議若しくは危機管理対策本部を招集する。

^(***) 災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示

^(****) 災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域の設定

^(*****) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前には実施できない。消防法・警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警察・消防と連携して被害の最小化を図る。なお、事態認定がなされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

3 区災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（又は、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合は、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

【区が設置する場合の参加要請先】

・ 区を管轄する警察、消防、医療機関、自衛隊など、現地において活動している機関

(3) 応急措置

ア 被災者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班^㉞等と連携し、現地において必要な支援を行う。この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量率^㉞計を携行又は装着させるなど、二次災害防止に努める。

イ 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

ウ 避難の指示・誘導

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合は、当該住民等（必要に応じて区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。以下）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、町会・自治会、学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所^{㉞*}等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服、腕章、旗、夜間照明等を携行させる。

㉞) 医療救護班の派遣は区が一次的に行うが、都は区からの要請に基づき、都医療救護班を派遣する。

㉞*) 放射性物質、化学物質等で汚染された衣服等の汚染を除去するための設備等を設置した場所。

エ 警戒区域の設定・周知

区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合又は知事から警戒区域を設定するよう要請があつた場合は、明瞭な道路・建物等を示して警戒区域を設定する。区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

オ 警戒対応の継続・強化

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設、ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 区対策本部への移行

政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに区対策本部体制に移行し、区災害対策本部等を廃止する。

【緊急処理事態における警報】

区長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に係る機関等に対し警報を通知・伝達する。

第2章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合は、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

危険物質積載船が爆破された場合は、危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するとともに、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合は、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

ア 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合は、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

イ 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合は、爆発による被害のほか、放射線による人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

イ 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

ウ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

エ 汚染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染予想区域への立入制限、汚染予想区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力するとともに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

イ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

ウ 感染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、警戒区域の設定等による感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送
- ・ 保健所による「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第19条に基づく入院勧告等
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

エ 汚染への対処

区は、都及び自衛隊等、関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力するとともに、避難住民等運送 に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間におい発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 対処上の留意事項

ア 初動対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

イ 避難の指示

区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

ウ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

エ 汚染への対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、警戒区域の設定等による汚染予想) 区域への立入制限、汚染予 想区域 に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺状況によるは、多数の死傷者が発生するおそれがある。

爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察、消防、自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

第5編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部における平素の業務

区の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【区の各部における平素の業務】

部の名称	平素の業務
企画経営室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興時における総合調整に関すること。 2 国民保護に関する予算その他財政に関すること。 3 国民保護に関する広報及び広聴に関すること。 4 国民保護に関する報道に関すること。
ファシリティマネジメント担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に関する公有財産に関すること。
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 私立専修学校及び私立各種学校との連絡調整に関すること。 2 ボランティアに関すること。 3 区役所庁舎等における警戒等の予防対策に関すること。 4 庁中取締り及び当直に関すること。 5 車両等の調達、点検、整備等に関すること。 6 自転車の管理に関すること。 7 国民保護に関する物品等の売買契約及び検査に関すること。 8 総務部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 2 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること。 3 区民部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
地域力支援部	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社に関すること。 2 在住外国人への情報提供に関すること。 3 国際交流ボランティア・団体に関すること。 4 地域力支援部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
産業観光部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の価格安定措置に関すること。 2 観光施設との連絡調整に関すること。 3 産業観光部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害援護に関すること。 2 福祉ボランティアに関すること。 3 社会福祉協議会その他社会福祉団体との連絡調整に関すること。 4 心身障害者関係の団体及び機関との連絡調整に関すること。 5 心身障害者の援護に関すること。 6 高齢者福祉施設との連絡調整に関すること。 7 高齢者関係の団体及び機関との連絡調整に関すること。 8 高齢者の援護に関すること。 9 被災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 10 被災者に対する介護保険料利用者負担金の減免及び執行猶予に関すること。 11 福祉部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。

保健衛生部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師会、歯科医師会等との連絡調整に関する事。 2 感染症、結核等の予防に関する事。 3 毒物、劇物等に関する事。 4 消毒、防疫等に関する事。 5 保健衛生部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。
子ども・子育て支援部	<ol style="list-style-type: none"> 1 私立幼稚園、私立保育所及び認証保育所との連絡調整に関する事。 2 子ども・子育て支援部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。
都市計画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災都市づくりの推進に関する事。 2 区営住宅等の管理に関する事。 3 建築物の不燃化促進に関する事。 4 応急危険度判定に関する事。 5 建築物の防災指導に関する事。 6 密集市街地の整備に関する事。
危機管理担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に関する総合調整に関する事。 2 国民保護協議会の運営に関する事。 3 国民保護対策本部に関する事。 4 国民保護計画の見直し・変更に関する事。 5 初動体制の整備に関する事。 6 職員の参集基準の整備に関する事。 7 非常通信体制の整備に関する事。 8 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携体制の整備に関する事。 9 国民の権利利益の救済に関する手続の整備に関する事。 10 研修及び訓練に関する事。 11 危機情報等の収集、分析等に関する事。 12 特殊標章の交付及び許可に関する事。 13 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達に係る整備に関する事。 14 避難実施要領の策定に関する事。 15 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事。 16 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 細街路の拡幅整備事業に関する事。 2 水防計画に関する事。 3 道路、河川、公園、児童遊園等の整備に関する事。 4 道路、河川、公園、児童遊園等の管理に関する事。 5 都市整備部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。
立体化・まちづくり推進担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道立体化の総括に関する事。 2 まちづくりの推進に関する事。
資源環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ、がれき、し尿処理計画に関する事。 2 資源環境部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。
会計管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に関する現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。 2 国民保護に関する物品の出納及び保管に関する事。 3 国民保護に関する現金の記録管理に関する事。 4 国民保護に関する財産の記録管理に関する事。 5 国民保護に関する収入通知及び支出命令の審査に関する事。
区議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 区議会議員との連絡調整に関する事。
選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 選挙管理委員との連絡調整に関する事。 2 他の部に対する応援のための体制整備に関する事。
監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 監査委員との連絡調整に関する事。 2 他の部に対する応援のための体制整備に関する事。
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の保護に関する事。 2 教育委員会事務局が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事。

国民保護に関する業務の総括、各部室間の調整、企画立案等については、危機管理担当部長、安全支援課長等の国民保護担当責任者が行う。

【参考】東京消防庁(消防署)における平素の業務(東京都国民保護計画抜粋)

機関の名称	平素の業務
東京消防庁 第七消防方面本部 本所消防署 向島消防署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 消防団に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 特殊標章の交付・管理に関すること() 7 生活関連等施設、危険物質等(消防法に関するものに限る。)取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

2 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

(1) 危機情報等の把握・活用

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

区は、テロ等の発生事例(特に首都や大都市に 関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

(2) 危機情報等の共有

区は、区災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

(3) 警戒対応

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒の強化を要請するとともに、自ら管理する施設の警戒を行う。

区は、都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」平成 18年度決定に 準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する

3 区職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある。特に、初動時において迅速に連絡がとれる体制であることが重要である。そこで、東京消防庁(消防署との 間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、現行の夜間・休日等の当直室勤務職員により、速やかに危機管理担当部長、安全支援課長等、

国民保護担当職員へ連絡がとれるよう、24時間即応可能な体制を整備する。また、防災待機職員住宅入居職員及び臨時非常配備職員が、直ちに参集できる体制を確保する。

なお、参集に当たって、職員は、避難の指示等の情報を確認し行動するなど、自らの安全の確保に留意する。

ア 当直室勤務職員における情報収集・連絡

当直室勤務職員は、国民保護に関して、次の業務を行う。

- ・ 武力攻撃災害等に関する情報収集
- ・ 危機管理担当部長、安全支援課長等国民保護担当職員に対する情報等の連絡
- ・ 国からの区対策本部設置指定、都からの警報の通知、避難の指示等があった場合の初動準備、連絡等
- ・ その他、上記の国民保護担当職員が指示する業務

イ 防災待機職員住宅入居職員の参集

防災待機職員住宅入居職員は、夜間及び休日等に対策本部設置の指定、警報の通知、避難の指示等があった場合には、参集連絡に基づき、直ちに防災センターに参集する。

ウ 臨時非常配備態勢

武力攻撃災害が夜間及び休日等に発生したときは、臨時非常配備職員は、地域防災計画の定めによる「臨時非常配備態勢の設置要領」に基づき、参集して非常活動に従事するものとする。

(3) 区の体制及び職員の配備基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その配備基準を定める。その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制	
事態認定無し ^㉞	区の全部・課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		危機情報収集体制 ^{㉞*}	
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	庁内関係部課との調整が必要	危機管理連絡会議体制 ^{㉞*}	
		関係機関との調整が必要	危機管理対策本部体制 ^{㉞*}	
	突発的に事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^{㉞**} に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		災害対策本部体制	
事態認定有り	区国民保護対策本部設置の通知がない場合	区の全部・課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	危機情報収集体制	
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	庁内関係部課との調整が必要	危機管理連絡会議体制
			関係機関との調整が必要	危機管理対策本部体制
	区国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		国民保護対策本部体制	

【体制の招集・設置者】

体制	招集・設置者
危機情報収集体制	危機管理担当部長
危機管理連絡会議体制	危機管理担当部長
危機管理対策本部体制	区長
災害対策本部体制	区長
国民保護対策本部体制	区長

【職員配備基準】

体制	配備を要する職員
危機情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理担当職員 ・当該事態関係部課職員
危機管理連絡会議体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理連絡会議の構成員（危機管理担当部長、安全支援課長、防災課長、広報広聴担当課長、その他危機管理担当部長が指名した職員） ・危機管理担当職員
危機管理対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長及び本部員 ・本部事務局職員（本部長が指定した職員）
災害対策本部体制 国民保護対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長、本部員及び本部職員

㉞) この時点では、区は国民保護法に基づく措置を行うことができない。

㉞*) 「墨田区危機管理基本計画」に定める体制を活用する。

㉞**) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当

(4) 職員への連絡手段の確保

ア 各部課は、職員に対する電話連絡網を整備するなど、非常時における連絡体制を確保する。

イ 幹部職員、危機管理担当部職員及び防災待機職員住宅入居職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保するよう努める。

(5) 幹部職員などの参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長区長が連絡不能により指揮をとれない場合の代替職員については、以下のとおりとする。

【区対策本部長代替職員】

第1順位 第1副区長

第2順位 第2副区長

第3順位 危機管理担当部長

第4順位 企画経営室長

(6) 本部の代替機能の確保

墨田区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）は防災センターに開設する。区対策本部を防災センターに設置できない場合に備え、予備施設を次のとおり定める。

第1順位 131会議室

第2順位 すみだりバーサイドホールイベントホール

なお、区は、区役所が被災した場合など区対策本部を区役所内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、区役所以外の施設に代替本部を設置する。

行政事務が可能な区有施設の全てが使用不能になった場合においても、区長が全体状況を把握しながら指揮が継続できるよう「臨時対策本部」を置く。この場合は、可搬式通信機材の確保に留意する。

(7) 職員の所掌事務

区は、(3) ~ の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食糧、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

4 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁消防署)の初動体制の把握

区は、東京消防庁消防 署から の情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び東京消防庁消 防署と 連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

5 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、区対策本部国民保護総務部をその担当として、あらかじめ定めておくものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。法 第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。法 第 82 条)
	応急公用負担に関する事。法 第 113 条第 1 項・ 5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの 法 第 70 条第 1・ 3 項、 80 条第 1 項、 115 条第 1 項、 123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。法第 6 条、 175 条)	
訴訟に関する事。(法第 6 条、 175 条)	

表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、国民保護措置が円滑に実施できるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意見疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、墨田区国民保護協議会以下「区協議会」という。)の幹事会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等との錯綜を避けるため、区協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

2 都等との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署担当 局等名、所在地、電話（FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の実行する国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

区は、消火、救助、救急等の活動及び避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署と）緊密な連携を図る。

(7) 現地連絡調整所の運営等に関する連携

区は、テロ等発生現場において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領参加 機関、各機関の役割、資器材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

3 近接区との連携

(1) 近接区との連携

区は、近接区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近隣区市町村などと平素から意見交換を行う。^{＊)}

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、以下の取組を行う。
ア 都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

^{＊)} 区内で相当な武力攻撃災害が発生し、一定地域の国民保護措置を十分に実施できない状況に陥る場合などが想定される。

イ 特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公財田本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

ウ 大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(5) 大規模集客施設等との連携

ア 区は、大規模集客施設等における大規模テロ等の発生に備え、都が設置した「テロ等の危機に関する事業者連絡会」(平成18年9月設置)を通じて、危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。

イ 区は、大規模テロ等の発生時に迅速に対処するため、区に所在する施設の実態に応じて、区、施設管理者、警察、消防等の緊急連絡体制を整備する。

ウ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

(6) 研究機関等との連携

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区に所在する研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁(消防署)と協力し、事業所の施設管理者及び事業者に対して、火災及び地震等のための既存のマニュアル等を参考に、避難誘導のための計画等の作成などの指導について支援する。

6 住民防災組織等に対する支援

(1) 住民防災組織に対する支援

住民防災組織は、災害対策基本法に基づき、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に、平常時の予防活動、災害発生時の応急協力活動を目的として、結成されている。

区は、国民保護措置実施のため、住民防災組織に対する研修や防災資器材の助成等を通じて、その活性化を推進し充実を図る。また、区は、警察、消防等の関係機関と協力し、住民防災組織と緊密な連携をとるとともに、積極的に助言、指導に当たり、組織の育成を支援していく。

区は、住民防災組織等相互間、消防団及び区等との間の連携が図られるよう配慮する。また、都と連携し、住民防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、住民防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 住民防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、墨田区社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 基本的考え方

(1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された「非常通信協議会」^㉞との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡システムを踏まえ、次に掲げる自然災害時における体制を活用し、情報収集・連絡体制の整備に努める。

ア 国との情報伝達手段

- ・ 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）^{㉞*}
- ・ 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）^{㉞**}

イ 都との情報伝達手段

- ・ 東京都防災行政無線電話、ファックス
- ・ 東京都災害情報システム（D I S）
- ・ 画像伝送システム（テレビ会議）

ウ 住民、関係機関等との情報伝達手段

- ・ 防災行政無線（地域系・移動系・固定系）
- ・ 災害時優先電話
- ・ 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）
- ・ すみだ安全・安心メール

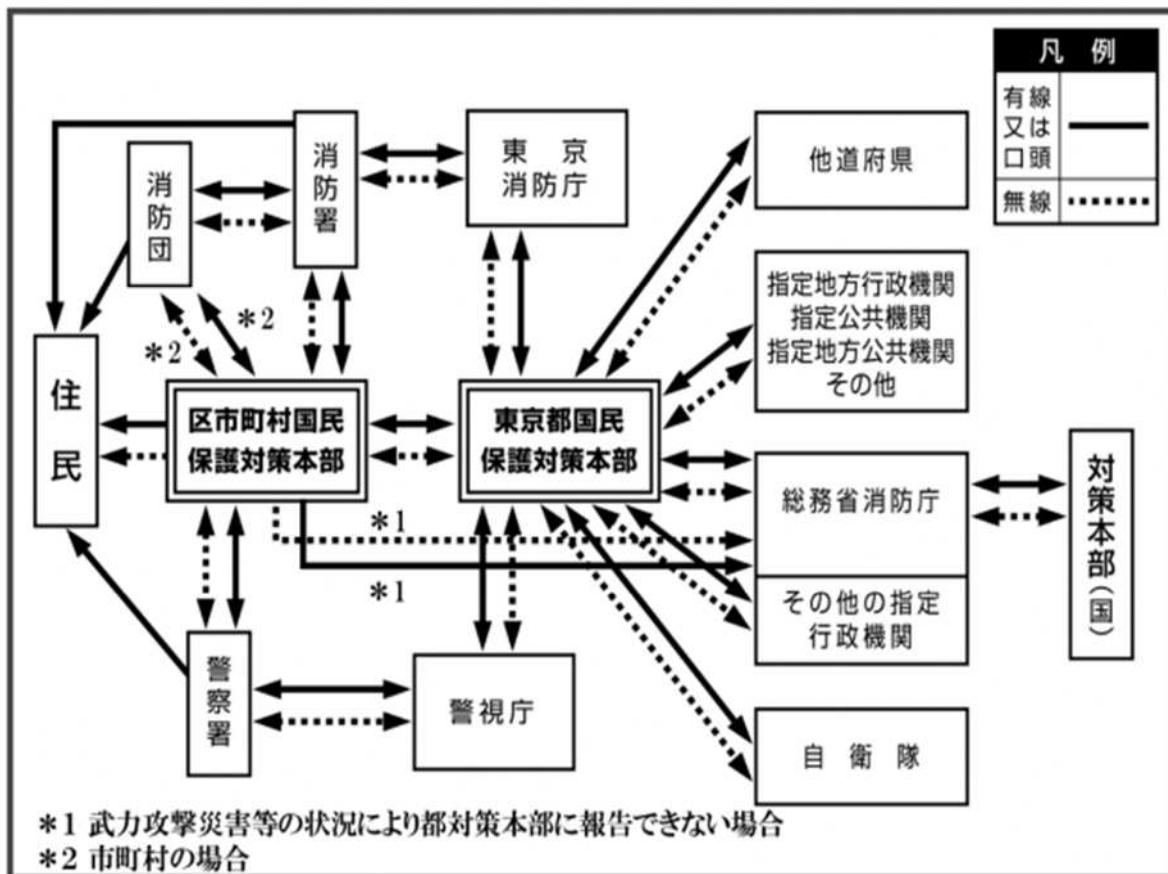
㉞）自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、総務省を中心として関係省庁や電気通信事業者等で構成する。

㉞*）内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「L G W A N」を利用した国総理大臣官邸と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム

㉞**）対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

2 通信連絡系統

武力攻撃災害発生時等における通信連絡系統は次のとおり。



出典：東京都国民保護計画

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たりの留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備に努める。
	・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
運用 面	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害により区の情報通信体制に被害を受けた場合に備え、警視庁、東京消防庁、墨田区アマチュア無線局非常通信協力会等に協力を求め、複数の情報伝達手段の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。	
・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線・広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い体制の整備を図る。	

(3) 情報の共有

区は、武力攻撃事態等において、被災情報、安否情報等を収集・整理し、関係機関及び住民に迅速・的確に提供するための体制を整備する。

なお、これらの情報を収集し、又は関係機関に提供するに当たっては、個人情報の保護に十分に留意し、慎重に取扱うものとする。

2 警報の内容の伝達等に必要な準備

(1) 警報の内容の伝達体制の整備

ア 区は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や墨田区社会福祉協議会、国際交流ボランティア団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。特に、言語や生活習慣の違いによるハンディをもつ外国人に対しても、必要な情報の提供が行えるよう、相談窓口の設置等を検討していく。

イ 区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

ウ 警報の内容の伝達に当たっては、防災行政無線による伝達に加え、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページや、フェイスブックの活用など、多様な手段を整備、維持する。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の整備及び防災行政無線の活用

ア 国からの迅速な情報通信の確保のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を整備・維持する。

イ 武力攻撃事態等において迅速に警報の内容を伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線の活用を図る。

(3) 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（以下「海上保安部等」という。）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（国民保護に係る警報のサイレンについて）平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達のための準備

ア 区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。[＊])

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・ 大規模集客施設駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等)
- ・ 大規模オフィス
- ・ 大規模な繁華街及び地下街
- ・ 大規模(超高層集合住宅 外

イ 区は、都及び東京消防庁消防署が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供(館内放送等)や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

区は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組を推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、報告及び回答

ア 都への報告

原則として、安否情報システムへの入力で行う。安否情報システムが利用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)に定める様式によりメールで報告する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

イ 安否情報の回答

住民からの安否情報の照会に対しては、安否情報省令に定める様式により回答する。回答に当たっては、個人情報の保護に十分に留意する。

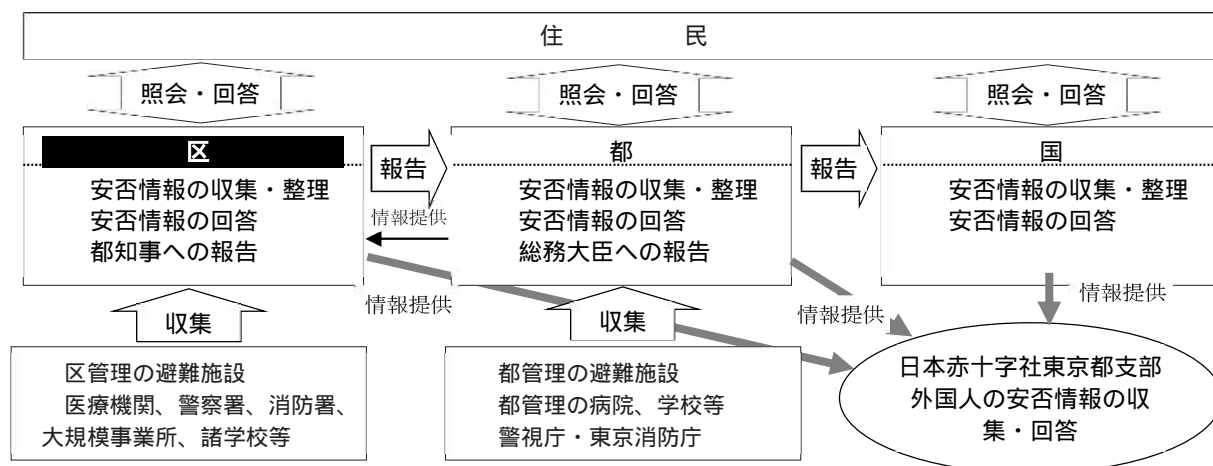
(2) 安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都との安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を収集するなど、相互の協力体制を確保する。

[＊]) 大規模集客施設の把握は、警報等の伝達や安否情報の収集等を行う区が行うことを基本とし、区からの報告を受けて都が集約・整理するものとする。

安否情報の収集、提供の概要



(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【都との役割分担】

安否情報の収集については、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。

- ・ 区・・・区管理の避難施設
区の施設(学校等)
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・ 都・・・都管理の避難施設
都の施設(病院・学校等)
警視庁、東京消防庁等

(4) 住民等への周知

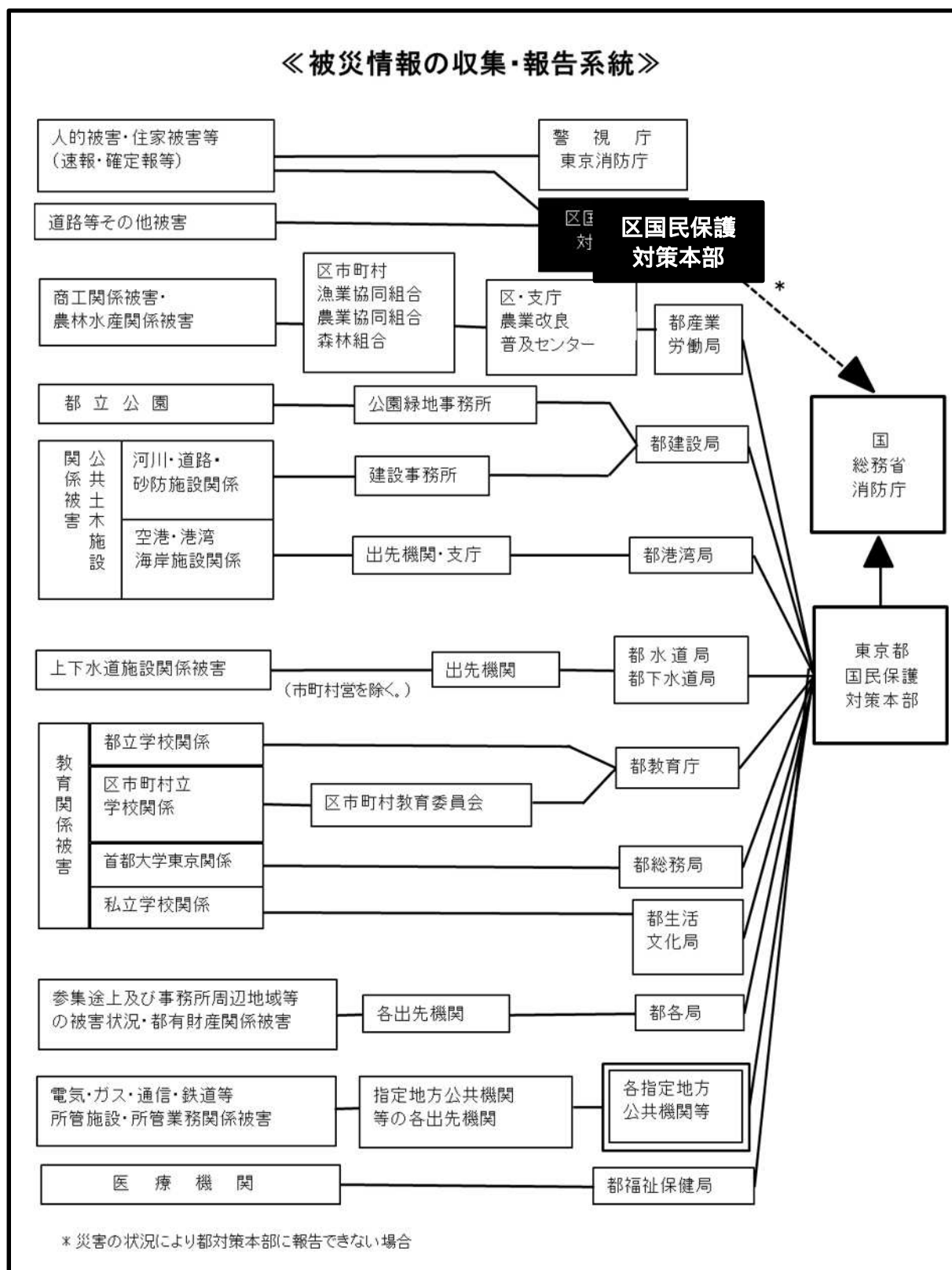
区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等)を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

収集・報告すべき情報は、第2編第9章に掲載する様式を参照



(2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

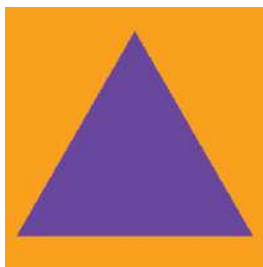
区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等[＊])

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章

【特殊標章】



オレンジ色地に青の正三角形)

[＊]) 【特殊標章等の意義について】



1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書第一追加議定書において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

【身分証明書のひな型】

表面

	この証明書を交付等 する許可権者の名を 記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name 生年月日		
/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）による保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
	許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

図本 工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官（事態法制企画担当）通知に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、研修を行う。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実動訓練、図上訓練等を、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 事業所における訓練への支援等

区は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、区は、民間企業の有する広範な人的、物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(4) 訓練に当たるとの留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

- ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 区は、住民防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 区は、都及び東京消防庁消防署と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- カ 区は、警視庁（警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【収集・管理すべき資料】

情報	内容
区地図	・対策本部職員等が同一の地図を共有し、卓上に広げることが可能な大きさの地図
人口	・町丁目別の人口・世帯数 ・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・昼夜別人口
災害時要配慮者	・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・国籍別の外国人人口・世帯数 ・町丁目別の要介護高齢者数 ・町丁目別の心身障害者数 ・避難行動要支援者名簿
道路網	・避難経路として想定される国道、都道、区道等の道路のリスト
輸送力	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設 備蓄物資	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ・備蓄物資の所在地、種類、数量等のリスト
生活関連等施設	・避難住民の誘導に影響を与える可能性のある一定規模以上のもの
大規模集客施設	・施設の所在地、種別、規模等についてのデータ
関係機関連絡先・協定	・国、都、他自治体、消防、警察、民間事業者等一覧 ・関係機関等との締結した協定一覧
住民防災組織連絡先 (町会・自治会)	・代表者及びその代理の者の住所、連絡先等

(2) 隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者など要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者など自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として実施している「要配慮者用パンフレットの配付」、「要配慮者サポート隊の編成」、「緊急通報システムの設置」などについて、国民保護の観点を含めて、必要に応じた整備を行うとともに、墨田区要配慮者避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、区対策本部の「国民保護要配慮者救護部」が迅速に都の「福祉局」と連携した対応ができるよう、職員の配置に留意する。

また、区は都と連携し、「外国人災害時情報センター」[＊]や「防災（語学ボランティア）」^{＊＊}の活用など、外国人への情報提供体制について整備する。さらに、東京消防庁（消防署の「要配慮者に関する地域協力体制」^{＊＊＊}）との連携も考慮する。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、海上保安部等、自衛隊等と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）や「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）」を参考に、観光客や昼間人口、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

＊）外国人が必要とする情報の収集・提供をはじめ、区市町村等が実施する外国人への情報提供に対する支援や防災語学ボランティアの避難所等への派遣を行う。

＊＊）大規模な災害発生時に語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

＊＊＊）東京消防庁では、要配慮者が、正確な情報や支援を得て、避難等の際に適切に行動することができるよう、町会や自治会などの自主防災組織による「地域協力体制づくり」を進めている。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、区が行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」^{＊)}に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する本区の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力、輸送施設に関する情報】

輸送力に関する情報

保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路路 線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
鉄道路 線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 輸送経路の把握等

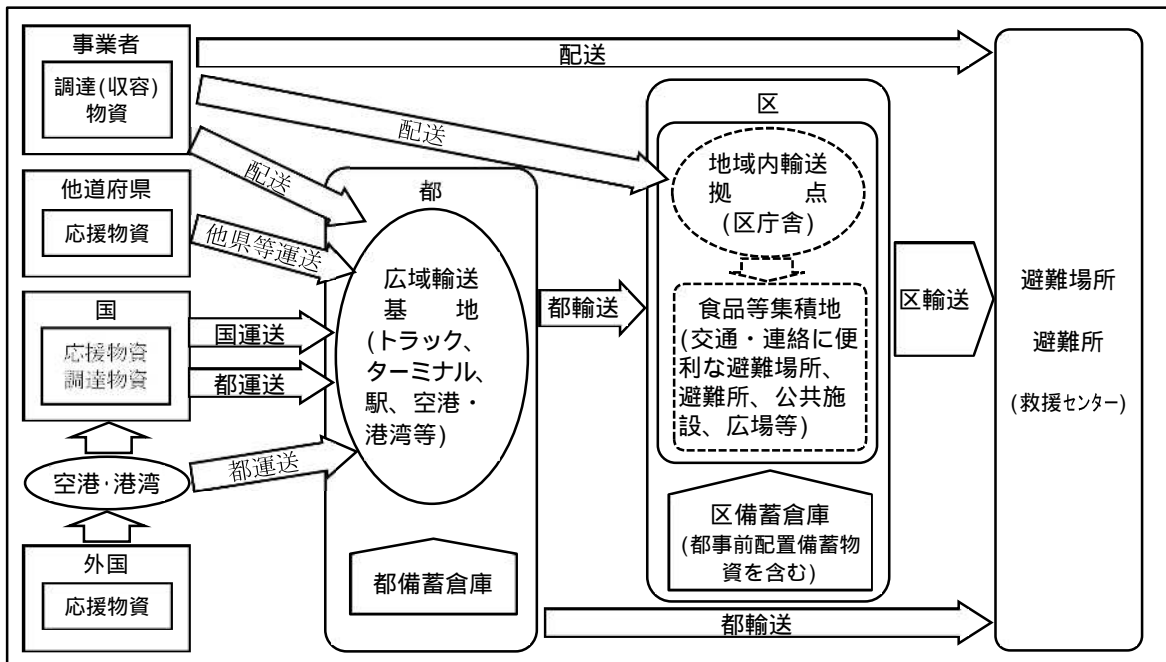
区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する本区の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の輸送体制の準備

区は、地域防災計画で整備した輸送体制を活用し、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を整備する。

^{＊)} 都国民保護計画において、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置することになっている。

緊急物資等の配送の概要



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設^(*)の指定に際しては、以下の区分に応じて施設の収容人数、地下収容の可否等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の名称、住所等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

なお、地域防災計画に基づき区が指定している「一時集合場所」は、避難施設としての指定はされないが、武力攻撃事態等においても住民が集団で避難する場合の一時的な集合場所として活用する。

^{*}) 武力攻撃事態等において、住民を避難させ、又は避難住民の救援を行うため、知事があらかじめ指定した施設

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

施設区分	定義等
屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設
避難所 (※)	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

「避難施設の指定状況」（内閣官房資料）を基に作成

※ 都が指定している施設には、災害対策基本法における福祉避難所も含む。

「内閣官房国民保護ポータルサイト」避難施設等を掲載

<https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html>

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設[＊]について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連施設の安全確保の留意点について」平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補安 全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

＊）国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令第27条に定める施設をいう。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条の取扱所）	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設における警戒

区は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のために特に必要となる次のような物資及び資材^{＊)}については、都及び関係機関の整備の状況等を踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

【例】

備蓄・整備する物資及び資材	
防災と兼ねる備蓄	国民保護措置に必要な備蓄
食糧、飲料水、被服、毛布、医薬品、燃料、仮設テント、その他生活必需品等	安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服(防護衣、マスク、手袋、ブーツ、)、放射線測定装置、ガス探知機、消毒液、その他汚染物質除染器具等

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、既に防災対策において締結されている物資及び資材の供給に係る協定を拡充したり、新たに協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、各所管で作成した危機管理マニュアル等に基づき、整備し、又は点検する。

＊) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するように努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

ア 区は、啓発の実施に当たっては、防災フェア等防災関連行事における防災に関する啓発とも連携し、地域に密着している住民防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。

イ 東京消防庁（消防署）は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等と連携し、地域住民への応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 啓発資料等の活用

区は、武力攻撃災害や緊急処理事態の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、パンフレット等の啓発資料等を活用して住民・区外からの通勤者・観光客等に周知を図る。

(2) 避難行動や避難誘導等の周知

区は、国や都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難訓練等について周知を図る。また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力し、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たるとの濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。

4 区民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え

(1) 警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解

日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急処理事態）に遭遇した場合にとるべき行動について、知っていただくことが重要である。

(2) 備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであると考えられる。

(3) 訓練への参加

上記(1)の避難行動等の理解を深めるためにも、都民・事業者の皆様にも訓練に参加いただくことが重要である。

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

Jアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】

屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物の中や、地下に避難する。

【離れる】

屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】

屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html>

警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）

屋内にいる場合

- ・ ドアや窓を全部閉める。
- ・ ガス、水道、換気扇を止める。
- ・ ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

屋外にいる場合

- ・ 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ・ 攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・ 突発的に被害が発生することもあるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

航空攻撃の場合

- ・ 攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

着上陸侵攻の場合

- ・ 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。
- ・ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

NBC攻撃の場合

- ・ 武力攻撃やテロの手段としてNBC（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために

https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryuu/hogo_manual.html